

調査対象及び調査事項

広告業について

1. 調査対象

広告業の調査対象は、以下のとおり。

- ① 広告代理業など、依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等、総合的なサービスを提供する事業所、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務
- ② 看板、広告塔など、屋外において広告物の表示を行う業務
- ③ フリーペーパー、ミニコミ紙など、自ら広告媒体を発行し、広告収入を得る業務
- ④ 折込み広告、ダイレクトメールなどの業務

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ① 広告制作業…主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所
- ② テレビジョン番組制作業…主としてテレビジョン番組の制作を行う事業所
- ③ 音声情報制作業…主としてレコードの企画・制作を行う事業所、ラジオ番組の制作を行う事業所
- ④ 看板・標識機製造業…主として看板及び標識機(電氣的、機械的なものを含む。)を製造する事業所(ネオンサインを製造する事業所を含む。)
- ⑤ 看板書き業
- ⑥ 商業写真業
- ⑦ 他に分類されない事業サービス業…メーリングサービス業(郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う(発送代行)業務。)、サンプル配布業、ポスティング業など。
- ⑧ 依頼を受けてチラシ等の印刷のみを行う事業所
- ⑨ 自企業の広告のみを取り扱っている事業所(企業の広告宣伝部)
- ⑩ 屋外における広告物の表示であっても、自己の所有する建造物の管理とみることが適当である業態の事業所

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成 27 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。

「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 27 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

① **従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(広告業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」**

a **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」**のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b **「有給役員」**とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 27 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 27 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・**「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」**とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・**「パート・アルバイトなど」**とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・**「就業時間換算雇用者数」**とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d **「臨時雇用者」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ **「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」**とは、事業所の従業者(2. (4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

② **「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」**とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) **事業従事者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2. (4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **主たる業務の部門別事業従事者数**は、主たる業務(広告業務をいう。)に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア **「管理部門」**とは、一般に総務、企画、人事、経理及び予算などの業務に従事する者。有給役員のうち、「広告業務」を担当する役員は、ここに含まれる。

イ **「営業部門」**とは、広告主(企業・公共団体など)を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、又は広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する者。

ウ **「媒体部門」**とは、広告媒体企業(新聞社、テレビ局、ラジオ局など)との連絡業務に従事する者。

エ **「制作部門」**とは、新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成業務、テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等の業務、ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務などに従事する者。

オ **「調査・企画・マーケティング部門」**とは、広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する者。

カ **「SP・PR・その他」**とは、セールスプロモーション(SP)部門、パブリックリレーションズ(PR)部門など前記以外の業務部門に従事する者。

②うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

(6) 年間売上高は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「広告業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(7) 業務種類別の区分は、以下のとおり。

①「新聞広告」、「雑誌広告」、「テレビ広告」、「ラジオ広告」とは、マスコミ4媒体(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)広告。

②「交通広告」とは、鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅等の建造物を利用して掲示する広告。

③「インターネット広告」とは、インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)などの広告。

④「屋外広告」とは、広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告。

⑤「折込み・ダイレクトメール」とは、新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告。

⑥「SP・PR・催事企画」とは、以下のとおり。

ア SP(セールスプロモーション)とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス＝購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りの鉛筆、灰皿、ライター等)などの広告を取り扱うものをいう。

イ PR(パブリックリレーションズ)とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI(コーポレート・アイデンティティ＝企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関する業務をいう。

ウ 催事(イベント)企画とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事の企画、博覧会などの催し物の企画をいう。

⑦「その他」とは、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)、自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告など、上記以外の広告媒体による広告をいう。又、広告のための調査、広告の企画・制作・開発や広告技術の開発に関する業務による売上も含まれる。

(8) 年間営業費用は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「媒体費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)。

①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②「外注費」は、広告業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③「媒体費」は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、SP、インターネットなどの広告実施に必要な経費(時間料、掲載費、新聞折込みチラシの折込料など)として支払った費用。

④「減価償却費」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

⑤**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑥「**その他の営業費用**」は、上記①～⑤以外の営業費用で以下のものである。

広告宣伝費、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成26年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）及び無形固定資産の額（消費税額を含む。）。

①「**機械・設備・装置**」の「**情報通信機器**」は耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の電算機、パソコンなどの購入費用、「その他」は耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入費用。